

# 廃棄物焼却施設に対する行政処分について

平成19年11月27日(火)  
環境部環境管理課  
担当 中村、宮下  
電話026-224-8034(直通) 内線3014

長野市では、ダイオキシン類の発生抑制及び廃棄物焼却炉に対する監視指導の一環として、市内に設置される焼却炉の排出ガス中のダイオキシン類測定を実施しています。この度、下記事業所の焼却炉で排出基準違反が確認されましたので公表します。

## 1 違反事業者及び測定結果

| 事業所名称<br>(焼却炉設置場所)           | 設置年月日             | 検体名 | 焼却能力<br>kg/h | 測定結果<br>ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 排出基準<br>ng-TEQ/m <sup>3</sup> N |
|------------------------------|-------------------|-----|--------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 株式会社 佐藤建工<br>(篠ノ井小松原 2465-1) | 平成 11 年 12 月 31 日 | 排ガス | 182.4        | 18                              | 10                              |

\* 排出基準：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準

## 2 事業者への対応

平成 19 年 11 月 27 日に違反事業者に対して長野市長がダイオキシン類対策特別措置法第 22 条第 1 項に基づき、廃棄物焼却炉の使用停止命令及び改善命令の行政処分を行いました。

### (1) 命令内容

- 平成 19 年 11 月 27 日から平成 20 年 1 月 15 日(50 日間)まで廃棄物焼却炉を停止すること。
- 排ガス中のダイオキシン類濃度を排出基準以下になるよう必要な措置を講じること。

### (2) 理由

- ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 1 項に定める基準に適合しないため。

### \* 単位についての説明

排ガス中のダイオキシン類の濃度は、大気 1 立方メートルあたり何 ng(ナノグラム)のダイオキシン類が含まれているかで表します。なお、ng は 10 億分の 1 グラムを表す単位で、m<sup>3</sup>N(ノルマル立法メートル)は 0 、 1 気圧における気体の体積のことです。

ダイオキシン類とは 200 種類以上ある有機化合物群の総称で、それぞれ毒性の強さが異なります。このため、それぞれの物質について国で定めた係数を用いて、もっとも毒性の強いダイオキシンに換算しなおし、合計して表記しています(毒性等量:TEQ)。